

令和6年4月8日

保護者の皆様

鳥取大学附属中学校
校長 霜村 典宏

気象警報発令時の措置について

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。また、平素より本校の教育活動につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、本校生徒の通学範囲は、県東部はもとより、県西部から兵庫県北部までの広範囲にわたっております。そのため、自然災害で交通機関が乱れた場合、登校の可否につき保護者の皆様もご判断に苦慮されることと思います。

そこで、気象警報が発令された場合の措置につき、下記のとおりとさせていただきます。何とぞご協力のほどよろしく申し上げます。

記

①警報の地域・種類は以下の通りです。

○警報の地域 鳥取市北部（鳥取地区）

○警報の種類 「大雨」「洪水」「大雪」「暴風」「暴風雪」

②6:00 に上記の警報が発令されている場合、生徒は臨時休業とします。

* マチコミでの連絡、および電話対応は行いません。

③通学途中に上記の警報が発令された場合、マチコミで警報発令の連絡をしますが、生徒は自分の安全を第一に考慮して、帰宅もしくは登校の判断をします。安全性を考えた上で、あるいは警報発令を知らずに登校した生徒は、学校長の指示に従って安全な方法で帰宅します。

④鳥取市北部(鳥取地区)には警報が発令されていないが、鳥取市北部(鳥取地区)以外の地域に警報が発令されている場合、その地域に居住している生徒は臨時休業とします。

⑤学校にいるときに警報が発令された場合は、学校長が指示します。

※臨時休業になった場合、翌日の授業連絡等はマチコミで流します。

※警報発令により登校できなかった場合は、欠席扱いにはなりません。

※給食の食材によっては返品できないものもあるため、臨時休業になっても給食費の一部を負担していただくこととなりますが、ご了承ください。

令和6年4月9日

保護者の皆様

鳥取大学附属中学校
校長 霜村 典宏

公共交通機関運休時の措置について

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。また、平素より本校の教育活動につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、本校生徒の通学範囲は、県東部はもとより、県中部から兵庫県北部までの広範囲にわたっているため、自然災害での警報発令時等は、裏面のとおり
の措置を取っています。あわせて、交通機関の運休の際は、登校の可否につき保護者の皆様もご判断に苦慮されることと思えます。

そこで、公共交通機関運休時の措置につき、登校できない場合は下記のとおりとさせていただきます。ご確認いただき、ご理解のほどよろしくお願ひします。

記

次のような場合は、個別の生徒に対して「欠席」とせず、「出席扱い」とする。

- ① 鳥取市北部、または生徒の居住地に警報発令はないが、その生徒が利用できる学校までの公共交通機関（JR・バス）がすべて運休しており、登校手段がない場合。
- ② 県中部、兵庫県北部に居住地がある生徒で、その生徒が利用できる学校までの JR 路線が運休しており、登校手段がない場合。（バス路線がないため）

公共交通機関等の運休に伴う措置は上記のとおりです。ただし、その後の気象状況により、従来の学校生活を行うことが難しいと判断した場合は、例外として「臨時休業」の措置を取ることがあります。その際は、マチコミで連絡を流します。

なお、公共交通機関を利用せず、やむを得ず自家用車による送迎を行う場合は、保護者の判断でおこなってください。その際、上記①②の生徒の遅刻については、出席扱いとします。